

改正 昭和63年 3月30日規則第20号 平成 2年 3月31日規則第25号  
平成 6年 3月 8日規則第 7号 平成17年 3月29日規則第84号  
平成27年 4月28日規則第67号

神奈川県立21世紀の森条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立21世紀の森条例施行規則

(指定管理者指定申請書)

第1条 神奈川県立21世紀の森条例(昭和58年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)

第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立21世紀の森指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

(指定管理者の公募の公告)

第2条 知事は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

第3条 条例第5条第1項第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができることと認められること。
- (2) 森林及び林業に関する資料を展示し、森林及び自然の観察並びに林業における生産活動の実習の場を提供するとともに、林業関係者の研修及び指導を行うことにより、森林及び林業に関する知識の普及及び向上並びに林業の振興を図り、併せて県民の保健及び休養に資するための施設としての神奈川県立21世紀の森(以下「21世紀の森」という。)の役割を適切に担えること。

(木材工芸センターの利用の申込み)

第4条 条例第11条第1項の規定により木材工芸センターの利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3箇月前の日の属する月の初日から利用日の当日までに、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県若しくは県内の市町村の機関、公共的団体又は指定管理者が、森林及び林業に関する知識の普及及び向上を図ることを目的として利用するときは、同項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。

(遵守事項)

第5条 21世紀の森を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に施設及び設備を利用しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱、窓、扉等に、看板、ポスター等を掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 許可なく動物又は危険な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、

収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(許可を要する行為)

第7条 条例第16条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 業として映画の撮影又はテレビの録画若しくは放送を行うこと。

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。

(行為の許可等の申請手続)

第8条 条例第16条第1項の規定により21世紀の森内における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、21世紀の森内行為許可申請書(第2号様式)又は21世紀の森内行為許可事項変更許可申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 21世紀の森内行為許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第16条第1項第1号に掲げる行為をしようとする場合には、物品の販売にあつては販売品目、販売人員等を、物品の配布にあつては配布品目、配布人員等を記載した計画書

(2) 条例第16条第1項第2号に掲げる行為をしようとする場合には、参集予定人員、使用機材、運営の方法等を記載した計画書

(3) 前条第1号に掲げる行為をしようとする場合には、撮影等のための人員、使用機材等を記載した計画書

(4) 前条第2号に掲げる行為をしようとする場合には、募金等を行う人員等を記載した計画書

(5) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を必要とする行為をしようとする場合には、当該許可、認可等を受けていることを証明する書類

3 21世紀の森内行為許可事項変更許可申請書には、前項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

#### 附 則

この規則は、昭和58年5月15日から施行する。

附 則(昭和63年3月30日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第25号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月8日規則第7号抄)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年3月29日規則第84号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正前の第5条から第7条までの規定は、平成18年9月1日(同日前に神奈川県立21世紀の森条例の一部を改正する条例(平成17年神奈川県条例第41号)による改正後の神奈川県立21世紀の森条例(昭和58年神奈川県条例第3号)第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成27年4月28日規則第67号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定及び次項の規定は、平成27年4月30日から施行する。

2 神奈川県立21世紀の森条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第26号)附則

第 2 項の規定による承認のうち同条例による改正後の神奈川県立 21 世紀の森条例（昭和 58 年神奈川県条例第 3 号）第 12 条第 2 項の規定の例による承認については、改正後の第 6 条の規定の例による。

第1号様式  
(第1条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦長型)

神奈川県立21世紀の森指定管理者指定申請書

年 月 日

神奈川県知事

殿

申請者の主たる  
事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

地方自治法第244条の2第3項及び神奈川県立21世紀の森条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

21世紀の森内行為許可申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電 話 番 号

神奈川県立21世紀の森条例第16条第1項の規定により、次のとおり21世紀の森内における行為の許可を申請します。

行為の内容	
行為の目的	
行為期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間 )
行為時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
行為場所	
現場責任者の住所、氏名及び連絡先	
その他必要な事項	

21世紀の森内行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電 話 番 号

神奈川県立21世紀の森条例第16条第1項の規定により、次のとおり21世紀の森内における行為許可事項の変更の許可を申請します。

既に受けた許可行為の概要	
既に受けた許可の年月日及び指令番号	
変更する事項	
変更する理由	
その他必要な事項	